

第1回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年7月13日（金）13：10～14：02

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第1回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員名簿

資料2 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会運営要綱

資料3 三重県議会大規模地震対応マニュアル（3-1本編、3-2事務局職員編）

資料4 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応について

資料5 弾道ミサイル発射によるJアラート作動への対応

資料6 大規模災害発生時の予算審議について（H29 予算決算常任委員会理事会での検討）

事務局：委員選任後、初めての検討会でありますので、三重県議会委員会条例第8条第2項の規定を援用し、年長の中村進一委員に臨時座長をお願いいたします。

（臨時座長 席移動）

中村臨時座長：年長のゆえをもちまして、臨時座長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、議長から委員の皆様にご挨拶申し上げたいとのことですので、よろしくお願いいたします。

前田議長：私から一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。本検討会におかれましては、昨年度検討いただいた議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議での検討を受け、この6月に改正されました議会基本条例の大規模な災害その他の緊急事態への対応に関し、三重県議会としての具体的な対応について調査研究をさせていただくために設置されました。先般の豪雨災害により各地で大きな被害が生じておりますし、本県におきましても南海トラフ地震の発生確率が上がるなど大規模災害への対応は喫緊の課題と考えております。

そういった災害等の発生時の対応について、皆さんで十分議論いただいた中で、提言等賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中村臨時座長：ここで議長は退席されます。

(議長退席)

はじめに、大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会運営要綱第5条第2項の規定に基づき、座長の互選を行います。互選の方法はいかがいたしましょうか。

(「臨時座長による指名推選」の声あり)

中村臨時座長：それでは、指名推選の方法により私から指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中村臨時座長：異議なしと認め、中嶋年規議員を座長に指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中村臨時座長：異議なしと認めます。よって座長は中嶋委員に就任いただきます。

ここで進行役を中嶋座長に交代するとともに、中嶋座長には就任の挨拶をお願いします。

(座長交代・席移動)

中嶋座長：座長という大役を仰せつかりました中嶋でございます。よろしくお願いしたいと思います。この検討会が立ち上がるに当たって、昨年度、現在の津村予算決算常任委員長が副委員長の時代、私が委員長の時代から、県民に対して大規模な災害が発災したときに速やかに回復を図るためにどうしていけばいいのか、議会としてどういう行動をしたらいいのかということを予算の面からずっと議論してまいりまして、予算だけの議論では済まないということもあって、今回、議会基本条例の見直しというところまで至ったということにおいては、津村議員共々これを形として成し遂げていきたいという思いがありますので、ぜひ皆さんの活発な議論をお願いしたいと思います。

今まさに現在進行形であります。平成30年7月豪雨の被害がまだ広がっている中で、果たして議会として何ができるのか、何をすればいけないのかということも含めてですけれども、政府与野党もその晩に宴会を開いていたという話も出ていますが、もしかするとそんなことまで含めた何かアウトプットを出す必要があるのかなという感じも

思っています。

本当に気合を入れてやっていきたいと思いますので、皆さんの真摯な議論をよろしくお願いしたいと思います。

中嶋座長：それでは、副座長の互選ですけれども、互選の方法はいかがでしょうか。

（「座長指名推選」の声あり）

中嶋座長：それでは座長から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：異議なしと認め、廣耕太郎委員を副座長に指名したいと存じますが、これに異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：異議なしと認め、副座長には廣委員に就任いただきます。

副座長に就任いただきました、廣委員に就任の挨拶をお願いします。

廣副座長：この度は副座長にご推挙いただきありがとうございます。座長を一生懸命補佐してまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

中嶋座長：よろしくお願いします。

次に、この検討会を進めるに当たりまして、本県議会としての大規模地震等の緊急事態への現時点での対応の内容につきまして確認をしておきたいと思います。お手元の大規模地震対応マニュアルや、昨年度、予算決算常任委員会理事会で検討を進めてまいりました内容につきまして、改めて事務局から説明をいただきます。

（山岡総務課長 説明）

中嶋座長：ありがとうございました。ちょっと補足の説明をさせていただきます。今あるマニュアルは説明いただいたとおり、発災後5日目までのことでもあります。最後に説明いただいた予算審議のことは、それよりもっと先の復旧の段階まで入ってきてのことで、その時間軸が違うということをご理解いただきたいと思います。資料6の裏のチャート図を改めて見ていただきたいと思いますのですが、災害が発生して5日後までのことがマニュアルに書かれており、それと並行しながら知事部局は現地調査、予算編成をしまして、開会中、閉会中でやり方が変わってくる。ということで、議会に上程する、上程しないということで、上程しない場合は専決処分。検討課題と書いてあるところですが、大規模災害時、発災時は平常時と軽易な事項の範囲が異なるのではないかとということが、昨年の予算決算常任委員会理事会で議論されたところであり

ます。そうではなくて、議会としては上程していくべきとなった場合、通常の議会運営ですと執行部説明会があって、議運があって、本会議があって、議案聴取会があって、という一連の流れがあるわけで、先議であっても3日程度かかるわけです。その議事手続きを簡素化して、より速やかに執行部が予算を執行できるようにして、1日も早く被災者の復旧復興を進めていくべきではないか、という2つの意見があったということが資料6に書いてあることですので、このことも付け加えさせていただきます。これまでの説明に関してご質疑等があれば、ご意見ご感想も含めてお願いします。

中森委員：いろいろ説明をお聞きさせていただきました。すでにこの検討会ができるまでも一定のマニュアルなり基本的なスタンスはあるのではないかとということも想定はされていましたが、今回改めて大規模な災害、緊急事態への県議会の対応について、きちんと整理して議員並びに議会事務局はこの体制をしっかりと整理しましょう、県民のためにすぐに対応しましょうという主旨の検討会だというふうに理解していますので、皆さん方もどこに課題があって、どういうところに注視すべきかということも、それぞれの会派で検討いただきながら、次回までに何らかの整理をそれぞれが持っていただくということと、正副座長におかれましても、相談いただいて、逆にまとめる方向性などを提案いただけるとありがたいなと思っています。今日のところはなかなか、私も含めて、こういう方向性がすぐに出せるというタイミングではなかったもので、もう少し勉強したいという状況です。

中村議員：資料の調査の関係なんですけど、今まさに西日本で大変な状況になっていて、今日の資料には宮城とか福島の実験で挙がっている部分があります。今は混乱中ですが、またどこかの機会で広島とか全国的に被害を受けられたところの状況の中で、それぞれの県議会でどんな動きをされたのか、どんな課題が起こっているのか、そういったことも落ち着いた時点でしかできないと思うのですが、その辺も把握していくことが、我々せつかくこういう検討会を作りましたので、参考になるのではないかと思います。熊本も多分同じことが起こっていると思いますので、まずその辺の資料の厚みを増やしていただくことが大事かなと思います。

岡野委員：中身なんですけど、どの範囲が大災害、大規模災害と対応されるのかということで、予算決算常任委員会の場合でもいろいろ出ていましたけれども、大規模災害と、武力攻撃事態まで、そんなのどうなのと。

そういう枠組みがどこまで耐えられるのかというところについては、一定整理をしなければならぬのではないかと思います。あくまでも想定の上の想定というようなことについては、非常に想定が難しいのではないかと思うし、そこまで入れる必要があるのかというところもあるのではないかというふうにも思っていますし、専決処分については、県民への説明責任というところもあると思いますので、輕易というところの範囲も一定考えていかざるを得ないのではないかというふうにも思います。

中嶋座長：今のことで少し補足説明をさせていただきます。資料6をご覧くださいのですが、資料6の最後の見開きで、参考資料2、参考資料3がございます。昨年、予算決算常任委員会理事会で、何をもって大規模災害というのかということで、参考資料2は、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害というものに国が指定した場合を一つ想定しています。特定非常災害に適應すべきかどうかということは、先ほど申し上げたように、内閣で協議して政令で指定するところでありまして、例えば熊本地震の場合は、発生したのが4月の半ば頃で、5月2日には公布、施行しているというスピード感で特定非常災害に指定されています。今回の平成30年7月豪雨が特定非常災害に指定されるかどうかはまだ分かりませんが、その方向で多分動いていく。こういった特定非常災害という場合に、その後のことについてどうしようかというのを予算決算常任委員会理事会で議論したところでありませぬ。

また武力攻撃事態のことですが、先ほどJアラートの話がありました。Jアラートが作動した時にどうするかということは代表者会議で決めているのですが、実際に、例えば弾道ミサイルが三重県内に落ちたとか、テロで四日市港のコンビナートが破壊されたとか、そのようなことがあって、内閣が武力攻撃事態等と、国会も承認したうえで何らかの手続きをしていくという場合に、予算決算常任委員会の議論の仕方についてどうしようかということをやってきたということを申し添えたいと思います。この範囲についても、あくまでも昨年度の予算決算常任委員会理事会で議論してきたひとつのフレームワークとして考えていたものなので、今回の検討会はどの部分まで含むのかということも議論していく対象だと思っていますので、参考までにこれまでの議論を説明させていただきました。他に質問、意見、感想、いかが

でしょうか。

廣副座長：このマニュアルですが、先ほど岡野委員が言われましたようにどこからが大災害でどうなのかと考えた時に、震度5強、震度5弱というふうにして分けるのがよいのか、ここに政令で指定の部分に少し書いてあるのですが、仮に震度5強であってもインフラが、別にライフラインが何も変わりなければそんなに混乱しないと思うのですが、ここで地震が起きました、じゃあ電気が使えません、携帯も使えません、水道、ガスも当然止まっていますというような状況。何が言いたいかと言いますと、レベルを付けた方がいいのではないかと。レベル1、2、3、4、5とか。その時にどういうふうに対応していくかというマニュアルにした方が分かりやすいのではないかと私は思っています。各レベルによつての対応がかなり変わってくると思うんです。安否確認も携帯が使えなければできないわけであって、情報が全く入って来ない状況を考えてときに、やはり1、2、3、4、5ぐらいまでレベルを5つに分けて考えてマニュアルを作ったほうがいいのかという感じはしています。

中嶋座長：あと特によろしいですか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：今後の進め方についてのことも、今意見をいただいたところでございますが、例えば中森委員からは議論の方向性をやはり明確にするべきということで、我々正副座長でもまとめるけれども、それぞれの委員の皆さんにも考えていただきたいということであつたり、中村委員からは広島、岡山の今回の対応状況、私もこれについてはできるならば現地調査も含めて、と思っているところでございますし、岡野委員、廣委員におっしゃっていただいた、まさにどの範囲を大規模災害とするのか、被災のレベルに応じた対応を考えるという考え方もあるのではないかと提案もいただきましたし、専決処分ということについての説明責任ということもいろいろと考えていかなければいけないという、今後の議論についての意見をいただいたところであります。

今日のところは今の議会の対応マニュアルや、これまでの予算決算常任委員会理事会の検討内容を説明して、情報共有をさせていただいた段階だと思っています。次はできれば執行部の新しいタイムラインや新しい大規模災害の対応の計画も作られていますので、今の最新の執行部の対応について防災対策部や総務部に説明をいただいて、さらに今の三重県全体としての対応状況についての理解を深めたいと思う

のですが如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：今回は、今の執行部の対応状況を防災対策部と総務部、財政課を中心に説明を求めたいと思います。また、それ以降の進め方ですが、概ね1か月に1回ぐらいを目処としまして、その都度論点を正副議長で明らかにさせていただいたうえで、意見や課題を整理しながら進めていきたいと思っていますがいかがでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：概ね1か月に1回というペースで頑張っていきたいと思います。

また、この検討会の進め方ですけど、これまで検討会は幾つかあるんですが、3点ほど確認をしたいことがあります。まず1点目は公開とすること、これについては何の異論もないかと思えます。2つ目は検討会における議事の概要を県議会のホームページに掲載するということ、これについても全くもって皆さん、何の異論もないかと思えます。議事概要のホームページへの掲載ですが、これまで議事概要を早く作るために、誰が何の発言をしたかというものを伏せた形でやっているんですけど、こここのところを皆さんと議論したいのですが、それぞれホームページで概要が上がるときに、私は委員の名前があっても別におかしくないと思っているんですけど、これまで通例で迅速な概要の作成のために委員名を伏せていたのですが、それぞれ発言された方に内容を確認していただいたうえで、委員名を付けてホームページでアップしたいんですけどいかがですか。

中森委員：本人の了承さえあればいいのでは。

中嶋座長：本人の了承を前提にそういうふうにさせていただきますので、事務局よろしいですか。

藤根委員：委員会、特別委員会は当然全ての議事録が、名前も含めて載っていますけど、何か検討会とか、そこら辺で迅速に議事を公開するという事で載せていないということでしたけど、何処かの線引きはあるのですか。

中嶋座長：事務局いかがでしょうか。

西塔調整監：検討会につきましてはこれまで迅速な作成ということで、委員名はずっとあげてはいませんでした。概要ですので、逐語ではなくて抜粋したりもしていますので、その辺でニュアンスの部分とかもあり、なるべく抜粋をして、早めという趣旨でございます。そのために委員名はあげていないということで。これまでは全て委員、座

長であっても委員という表現でやってまいりました。

藤根委員：分かりました。議事録と概要とがまた違うのですね。

中嶋座長：そういうことですね。逆に議事録よりも分かりやすいと言えば分かりやすいですね。ただそれを本人に確認してもらったうえで、という作業が一手間入るのが確かにあるのかと思うのですが。

津村委員：名前が載るからということで発言を控えたり、発言の内容が変わってくることもないかと思imasるので、皆さんの了解が得られるのであれば別に、事務局には苦勞を掛けるのかなという気もしますが、私はいいかなと思います。

中嶋座長：事務局的に対応は可能か不可能かという問われ方をすると難しいですものね。働き方改革も進めている一方なので、作業量がどれくらい増えるかは、我々としては想定しづらいのですが、正直なところいかがですか。

西塔調整監：なるべく迅速に作業を進めまして、皆さんの合意が得られれば名前を入れた形で、尚且つ概要で。なかなか逐語というところまでは難しいかも分かりませんが、そういった形でできるかと思imas。

中嶋座長：事務局の前向きな発言を受けまして、皆さんの同意がいただければ、名前付きで議事概要をホームページで公表していくということによりしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：これまで次回の検討会の時、前回の検討会の議事概要が一応配られて、前回どんな発言したかな、どんな議論があったかなと思imasしながらやるようにやってきた時もありましたので、そんな感じで進められればなと思imasのでよろしくお願imasたいと思imas。

本日の議題は以上ですが、他にご意見等あればお願imasします。

全 員：なし。

中嶋座長：なければこれで本日の会議は終了します。